様式第２号（第５条関係）

誓約書

年　　月　　日

　亀山市長　様

住　 所

氏　　名

電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

１　三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び亀山市から求められた場合には、それに応じます。

２　次の場合には、亀山市移住支援金交付要綱第１０条の規定により、支援金の全額又は半額を返還します。

（１）支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合　全額

（２）申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（

支援金の申請後にこれらの者となったものを含む。）であることが判明した場合　全額

（３）支援金の申請日から３年未満に市外に転出した場合　全額

（４）支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職(マッチングサイトに掲載している求人により就職した職若しくはプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した職をいう。)を辞した場合　全額

（５）支援金の申請日から３年以上５年以内に市外に転出した場合　半額

３　個人情報の取扱い

（１）三重県及び亀山市は、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。

（２）三重県及び亀山市は、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

（３）三重県及び亀山市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

（４）三重県は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関係するものであるかを確認するため、支援金の申請日から５年間、申請者及び全ての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に照会します。